

## 掲示文兼入札説明書【電子入札対象案件】

(総合評価方式・施工体制確認型による契約方式、余裕期間制度(発注者指定方式)による契約方式)

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の「浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1他1件（枠組み協定型一括入札）」（以下「本工事」という。）に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 掲示日 令和3年11月26日(金)

2 発注者・掲示責任者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 田島 満信  
東京都新宿区西新宿6-5-1

3 工事概要

(1) 工事名 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1他1件  
（枠組み協定型一括入札）

(2) 工事場所 神奈川県茅ヶ崎市浜見平12他

(3) 工事内容

主な工事内容は以下のとおり。

①当初工事 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1

・造園工事

施設撤去工 一式、敷地造成工 一式、擁壁工 一式  
植栽工 一式、給水設備工 一式、雨水排水設備工 一式  
汚水排水設備工 一式、園路広場整備工 一式、  
遊戯施設整備工 一式、サービス施設工 一式  
管理施設整備工 一式、グラウンド・コート整備工 一式  
グラウンド・コート柵工 一式、仮設工 一式

・土木工事

雨水貯留槽 1箇所

・電気工事 一式

②契約予定工事 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その2

・造園工事

施設撤去工 一式、敷地造成工 一式、  
植栽工 一式、給水設備工 一式、雨水排水設備工 一式  
汚水排水設備工 一式、園路広場整備工 一式、  
遊戯施設整備工 一式、サービス施設工 一式  
管理施設整備工 一式、建築施設組立設置工（トイレ） 一式  
仮設工 一式

・電気工事 一式

その他、別冊図面及び別冊仕様書のとおり（交付方法については、下記（6）を参照）

（4）工 期

①当初工事 令和4年4月1日～令和4年11月30日

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで）

※工期（実工事期間）には準備工事を含む。

※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、資機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

②契約予定工事 令和4年12月1日～令和5年3月31日（予定）

（5）工事の実施形態

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に、「企業の施工実績」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式（加算方式、タイプB）の工事（電子入札対象案件）である。
- ② 本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ④ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
- ⑤ 本工事は、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（発注者が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式）の試行工事である（別記参照）。
- ⑥ 本工事は、上記（3）及び（4）の当初工事及び契約予定工事の落札者を一括競争入札により決定し、各工事の契約に関する事項等を定めた「浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件の枠組み協定型一括入札方式に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結した後に、「協定書」に基づき工事請負契約を締結する枠組み協定型一括入札方式による工事である。
- ⑦ 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料は持参又は郵送するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに下記8（3）の首都圏入札課へ「紙入札方式参加承

諾願」を2部提出すること。)

- ⑧ 本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。

(6) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のFAX専用の交付申込書を以下の期間に送信し申し込むこと。

※ 設計図面等の交付方法を、下記1)、2)から選択し、交付申込書の口を塗りつぶすこと。

1) 設計図面・現場説明書のPDFデータをCDに収録し無償交付

2) 設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はPDFデータをCDに収録し無償交付

※ ただし、どちらの場合も送料（宅配便による着払い）は、交付申込者の負担とする。

- ② 総務部首都圏入札課にてFAX受領後、購入申込書を当機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ときわコピー」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図書及び現場説明書等販売契約が成立するものとする。

- ③ コピーセンターは、FAX受領後（FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い）、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図面及び現場説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても設計図面及び現場説明書等が到着しない場合は、総務部首都圏入札課に電話にて確認すること。

なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記①2)の有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

**【受付期間・申込み先・問合せ先】**

受付期間：令和3年11月26日(金)から令和3年12月20日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

申込み先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
コピーセンター受託業者株式会社ときわコピー  
FAX：03 - 5323 - 4785

（この番号は、総務部首都圏入札課のFAX番号）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
総務部首都圏入札課 電話：03 - 5323 - 2574

#### 4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

- (2) 当機構東日本地区における令和3・4年度の一般競争参加資格について、「造園工事A等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「造園工事A等級」の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工場の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。  
（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (8) 当機構東日本賃貸住宅本部（住宅管理センターを含む）及び株式会社URコミュニティ（住まいセンターを含む。）で発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (9) 総合評価に係る「施工計画」が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく記載されていること。
- (10) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「造園工事A等級」に対応する工事種別（造園工事）についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成23年度以降に当機構発注（旧都市公団、住まいセンター及び住宅管理センターを含む）の造園工事の元請けの施工実績を有する者であること。
- (11) 平成23年4月1日から資料の提出期限の日までに完成した「同種工事」の元請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、「同種工事」とは、次のことを満たす工事とする。

- ・基盤整備、植栽、施設整備（工事工種体系ツリーのレベル1）の3工事区分を総合的に施工した造園工事であること。
- ・1件の請負金額が6千万円以上（変更を含む）の工事であること。

※工事工種体系ツリーへのリンク

[https://www.ur-net.go.jp/rd\\_portal/architec/information/tree.html](https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/architec/information/tree.html)

※同一施工場所での追加工事とあわせて総合的な工事となる場合は、1件の工事として認

めるが、それ以外の場合は認めない。

なお、施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、公社等）及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。

- (12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 一級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

技術士（建設部門、森林部門（選択科目を「森林土木」又は「林業」とするものに限る。）又は総合監理部門（選択科目を建設部門、森林部門（選択科目を「森林土木」又は「林業」とするものに限る。））の資格を有する者。これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
  - ② 平成23年4月1日から資料の提出期限の日までに元請けとして上記(11)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。なお、被保険者証の写しを提出する場合、あらかじめ記号・番号等を油性マーカー等で塗りつぶすこと。
  - ⑤ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。
- (13) 平成31年4月1日から資料の提出期限の日までの間に、当本部（住宅管理センターを含む）及び株式会社URコミュニティ（住まいセンターを含む。）が東日本地区で発注した工事種別「造園」（同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「造園」を対象とする。以下本項において同じ。）において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評価に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、次の条件を満足していること。
- ① 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
  - ② 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 低入札価格調査対象となった場合には、施工体制及び品質の確保を求める必要があることから専任の監理技術者に加えて、上記(12)の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置できること。低入札で落札された工事において追加配置された技術者は、監理技術者及び主任技術者の取扱としないこと。追加配置された技術者を工事实績データに登録する場合は、担当技術者とする

なお、追加配置する専任の技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

## 5 設計業務等の受注者等

(1) 上記 4 (6) の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社シー・エルコンサル（東京都新宿区）
- ・株式会社緑景（東京都台東区）

(2) 上記 4 (6) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、以下による。

① 施工実績(加算点の最大15点、評価点の小計×15/60)

1) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の当機構「造園」工事で、3工事区分（基盤整備・植栽・施設整備）を総合的に施工し、かつ契約金額6千万円以上の施工経験の有無	実績が5件以上あり	5.0	/5.0
	実績が2件以上あり	2.5	
	実績なし	0	
過去3年間の当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	当機構の表彰実績あり	5.0	/5.0
	国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
	県・政令指定都市の表彰あり	2.0	
	表彰の実績なし	0	
過去3年間の当機構「造園」工事に	76点以上	5.0	/5.0

おける工事成績評定の平均点	74点以上76点未満	3.0	
	72点以上74点未満	2.0	
	70点以上72点未満	1.0	
	70点未満（実績なしを含む）	0	
I S O 認証取得状況	ISO 9001及びISO 14001認証取得あり	5.0	/5.0
	ISO 9001又はISO 14001認証取得あり	2.5	
	認証取得なし	0	
過去2年間における機構の街づくり等の事業貢献者への表彰	表彰が複数あり	5.0	/5.0
	表彰が1件あり	2.0	
	表彰の実績なし	0	
WLB等の推進企業を評価する認定の有無	以下のいずれかの認定あり ①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等 ②次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ③若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	5.0	/5.0
	認定なし	0	

2) 配置予定技術者の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の当機構「造園」工事で、3工事区分（基盤整備・植栽・施設整備）を総合的に施工し、かつ契約金額6千万円以上の施工経験の有無	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として、施工経験が3件以上あり	5.0	/5.0
	主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として、施工経験が1件以上あり	2.5	
	経験なし	0	
過去3年間の当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	主任(監理)技術者または現場代理人として、当機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	10.0	/10.0
	担当技術者として、当機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実	5.0	

	績あり		
	主任(監理)技術者または現場代理人として、国土交通省各地方整備局等の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり（局長表彰のみ）	5.0	
	主任(監理)技術者または現場代理人として、県・政令指定都市の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	表彰工事に従事した実績なし	0	
過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点(現場代理人、及び主任(監理)技術者の成績)	76点以上	10.0	/10.0
	74点以上76点未満	7.0	
	72点以上74点未満	4.0	
	70点以上72点未満	2.0	
	70点未満（実績なしを含む）	0	
継続教育（CPD）の取組状況	団体推奨単位数以上を取得	5.0	/5.0
	団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	団体推奨単位数の70%未満を取得	0	
	評価点小計（上記得点の計）		/60.0
	加算点①（評価点小計×15/60）		/15.0

- ※1 施工実績は、平成23年4月1日から資料の提出期限の日までに完成し、引渡し完了している工事とする。
- ※2 優良工事表彰、工事成績は、平成30年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする。
- ※3 機構の街づくり等の事業貢献者への表彰は、平成31年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする。
- ※4 表彰で複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。
- ※5 工事成績評定の実績件数が、6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、工事件数が5件に満たない場合は、当該件数の平均点とする。
- ※6 継続教育（CPD）の取組状況とは、（社）日本技術士会（推奨単位：50単位/年）、（社）土木学会（推奨単位：50単位/年）、（社）全国土木施工管理士連合会（推奨単位：30単位/年）、（社）地盤工学会（推奨単位：50単位/年）、（社）日本造園学会（推奨単位：50単位/年）による令和2年度の継続



教育における取得単位数をいう。

※7 施工経験、工事成績評定、優良表彰工事における配置技術者の従事した実績は、当該工事における過半以上の従事期間であること。

② 施工計画 簡易な施工計画について（加算点の最大25点、評価点の小計×25/25）

評価項目	評価基準	配点	得点
<b>【項目1】</b> 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ① 関連他工事との調整方法、および調整結果を踏まえた工程計画・管理に関する提案【3提案】 ② 現場条件より想定される工事遅延リスク要因とリスクを回避するための提案【3提案】	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	15.0	/15.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	9.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、工夫がなされた施工計画となっている	4.5	
	仕様書、施工管理基準に沿った施工計画となっている	0	
<b>【項目2】</b> 特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫 ① 工事エリア周辺の交通安全対策についての提案【3提案】 ② 工事騒音・振動・粉塵等への対応についての提案【3提案】	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	10.0	/10.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	6.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、工夫がなされた施工計画となっている	3.0	
	仕様書、施工管理基準に沿った施工計画となっている	0	
	評価点小計（上記得点の計）		/25.0
	加算点②（評価点小計×25/25）		/25.0

※【項目1】・【項目2】の①、②について、それぞれ3提案（各項目においては6提案、【項目1】と【項目2】を合わせて12提案）出来るものとし、各項目①、②において最大で3提案評価することとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る提案について点数化し、「技

術評価点」として最大40点を与える。なお、設計図書（設計図、現場説明書、基盤整備工事共通仕様書等）に規定されている取組や一般的な取組、及び具体的・効果的な内容ではない取組には加算点は付与しないほか、発注時の実施設計に変更を加える提案は行ってはならず、これらについては評価対象としない。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は「入札価格」と「企業の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」、「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、「価格評価点」、「技術評価点」、「施工体制評価点」により算定する以下の数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ・ 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点
- 価格評価点：100 × (1 - 入札価格 / 予定価格)
- 技術評価点：上記6 (2) による得点の合計（最大40点）
- 施工体制評価点：下記6 (4) による得点の合計（最大30点）

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、電子くじ引きにより落札者となる者を決定する。

② ①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を様式3「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(4) 施工体制評価について

① 施工体制評価点の配点基準

施工体制評価点は、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点基準は下表による。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0	

施工体制確保 の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合。	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合。	5.0	
	その他	0	
評価点小計（上記得点の計）		/30.0	
加算点③（評価点小計×30/30）		/30.0	

なお、入札価格が調査基準価格未満（※1）の場合は、品質確保の確実性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で以下に記載の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い、施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。

i 入札価格が調査基準価格未満（※1）～特別重点調査基準価格（※2）以上の場合は、別紙4に掲げる様式による資料を提出すること。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

ii 特別重点調査基準価格（※2）未満の場合は、別紙4に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- ・上記iの資料
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

※1 調査基準価格とは、低入札調査基準価格のことをいう。

※2 特別重点調査基準価格とは、予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

② 施工体制に関する審査

施工体制の審査は施工体制等の確認ヒアリング調書の他、入札価格により上記6(4)①i又はiiにより審査を行う。提出様式は入札時に交付するものとし、資料を含めた提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。施工体制の調査資料未提出の場合には、施工体制評価点を0点かつ技術評価点を10点減点(ただし、技術評価点が10点未満の場合は、技術評価点を0点)とする。

③ 施工体制確認のヒアリング

i 調査基準価格以上の場合

施工体制等の確認ヒアリング調書の提出により確認するものとする。ただし、入札参加者全てが調査基準価格以上で、且つ、品質確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情がない場合には、ヒアリングを省略し、即時に落札者を決定することがある。

ii 調査基準価格未満の場合

確認ヒアリング調書及び上記6(4)①i又はiiの資料提出の他、ヒアリング及び審査を実施する。

(5) 本工事の総合評価においては、以下の条件を満たすこと。

① 4(4)及び(5)における要件を満たすこと。

② 施工計画及び、品質管理の内容が当機構の基準を満たしていること。

(6) 失格の要件

「施工計画」が未提出、白紙提出の場合は提出資料不備による失格とする。また、「施工計画」の内容に著しい不備があり、安全面・品質面等で適切でないことが明らかである場合又は申請書提出時に行う施工計画に関する技術ヒアリングにおいて配置予定技術者が出席できない場合は、失格とすることがある。

(7) 評価内容の担保

① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

## 7 枠組み協定型一括入札方式に関する事項

(1) 入札参加者は、3(3)に示す各工事(以下「個別工事」という。)ごとに見積った金額の合計額をもって入札するものとする。ただし、下記17により提出を求める工事費内訳書につ

いては、個別工事ごとに作成すること。

- (2) 本工事の総合評価においては、3 (3) に示す全ての工事（以下「全体工事」という。）を一括して評価を行う。よって、提出する施工計画は、個別工事ごとではなく全体工事を一括して作成するものとする。

なお、低入札価格調査も同様に全体工事の調査基準価格を下回る価格で入札を行ったものに対して全体工事を対象に低入札価格調査を行うものとする。

- (3) 落札者は、落札決定の日から7日以内に、個別工事の契約に関する事項等を定めた別紙7「協定書」及び当初工事に係る工事請負契約書を提出しなければならない。ただし、予め当機構の書面による承諾を得たときは、この限りでない。なお、落札者は本協定の締結を拒むことはできない。

- (4) 個別工事の契約金額（税抜）は、「予定価格における個別工事の構成比（内訳額／予定価格）」を落札者の入札額に乗じた額（千円未満切り捨て）をもって当機構が定めるものとする。

※「予定価格における個別工事の構成比」は上記3 (3) 契約予定工事（個別工事）の変更契約等においても準用される。

- (5) 契約予定工事の請負契約は、締結する「協定書」に基づき契約するものとし、落札者はこれを拒むことはできない。なお、契約の締結にあたっては、本部長が履行期間及び支払条件について通知するものとし、落札者は通知に記載の履行期間の前日までに当該工事に関する契約書を提出しなければならない。

- (6) 落札率は全体工事を対象に算出し、全体工事の落札率を個別工事にも適用する。上記3 (3) に示す契約予定工事の変更契約等においても適用される。

$$\text{落札率} = \text{落札者の入札額} / \text{予定価格}$$

- (7) 3 (3) (4) に示す契約予定工事の契約締結時期や予定工期の変更を行う可能性がある。

- (8) 個別工事の条件変更及び協定解除に係る取扱いは「協定書」による。

- (9) 本方式に係る工事費積算の考え方は次による。

- ① 個別工事ごとに積算し、その合計額により予定価格を定める。
- ② 積算要領及び単価は、入札説明書交付時点のものによる。ただし、設計変更により新しい細目等の単価を必要とする場合は、設計変更時期（変更指示時点）の積算要領及び単価による。
- ③ 個別工事の間接工事費等率（共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率）は、全体工事の工事規模（以下「全体工事規模」という。）を勘案して設定する。
- ④ 個別工事の設計変更による変更部分の工事費は、全体工事の落札状況を勘案して得た金額を目途とする。
- ⑤ 全体工事規模が確定する最後の個別工事の設計変更において、既完成済みの個別工事における間接工事費及び一般管理費等の額に関して、全体工事規模確定前に算出した額と確定した全体工事規模を勘案した額の差額を調整することができる。

## 8 担当本部等

- (1) 令和3・4年度の一般競争参加資格の申請等について

- ① 申請方法について  
当機構HPを参照「<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>」
  - ② 問い合わせについて  
〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
総務部首都圏入札課 電話：03-5323-4307
- (2) 申請書及び資料に関する事項について  
〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
技術監理部工務課 電話03-5323-2441
- (3) その他入札手続きについて  
上記(1)②に同じ。

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、競争に参加するためには、以下に従い、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

### 【一般競争参加資格の申請について】

提出期間：令和3年11月26日(金)から令和3年12月13日(月)までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

問合せ先：上記8(1)②に同じ

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

### ① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送の場合は封筒表に「浜見平団地(建替)E-3街区他移管公園工事その1他1件に係る申請書 在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものによ

り郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受付ないものとする。

提出期間：令和3年11月26日（金）から令和3年12月20日（月）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記8（3）に同じ。

紙入札による場合は、原本を次に提出する。

〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー17階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
技術監理部工務課 電話03-5323-2441

## ② 資料（別記様式2～8及び関連資料）の提出方法、期間及び場所

提出方法：電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の2営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。（電子入札システムによる場合も持参するものとする）。郵送の場合は、封筒表に「浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件に係る申請資料 在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受付ないものとする。

提出期間：上記（2）①に同じ。

提出場所：上記（2）①の紙入札による場合に同じ。

（3）申請書は、別記様式1により作成すること。

（4）資料は、別紙6「書類作成の手引き」を参考に、次に従い作成すること。

なお、下記①の「同種工事」の施工実績及び下記②の配置予定技術者の「同種工事」の施工実績については、平成23年4月1日以降に工事が完成し、申請日の前日までに引渡しが行われているものに限り記載すること。

### ① 企業施工実績[別記様式2]

上記4（8）及び(13)に該当しないこと及び上記4（11）に掲げる資格があることを判断できる「同種工事」の施工実績等を別記様式2に記載すること。記載する「同種工事」の施工実績の件数は最大5件を記載すること。

### ② 配置予定技術者実績[別記様式5]

上記4（12）に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び「同種工事」の経験を別記様式5に記載すること。記載する「同種工事」の経験件数は最大3件を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び「同種工事」の経験を記載することもできる。ただしその場合3名を限度とする。配置予定の技術者を複数記載する場合、6（1）における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。

入札書投函後開札までの期間及び落札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより、予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面に

よりその旨の申し出を行うこと。(様式任意) なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合及び上記4(14)に記載する低入札価格調査対象となった場合に上記4(12)①～④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置することができない場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者については資格が証明できる資料等の写しを提出すること。

### ③ 契約書等の写し[別記様式2、5]

上記①の「同種工事」の施工実績として記載した工事が元請の実績である証明ができる書類(工事請負契約書の表紙、特定元方 事業者の事業 開始報告書等)の写しを提出すること。同種工事の施工実績、配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職(技術者の工事経験)を証明すべき届出書類を提出すること(いずれも写し)。また、併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面等の写しを提出すること。図面は、当該工事に係る数量表及び施工範囲、施工面積がわかるものとする。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できるもの(工事カルテ等)の写しを提出することをもって代えることができる。

共同企業体構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しも添付すること。

民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの(引渡書、工事完了引渡証明書等)を添付すること。※民間工事に関するすべての書類及び「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されていない工事については、原本を持参し、確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

### ④ 表彰[別記様式3、6]

平成30年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)のものとし、当機構発注の「造園」工事、国土交通省各地方整備局発注等の「造園」工事について記載し、表彰状の写しを添付すること。なお配置予定技術者の従事経験の場合は、従事した役職を証明する資料を添付する事。

### ⑤ 工事成績[別記様式3、6]

当機構発注の「造園」工事で、平成30年4月1日から本工事の掲示日までの工事成績評定書のうち、直近5件の工事に関するものについて、成績通知の写しを添付すること。なお、



5 件に満たない場合は該当期間のもの全てについて添付すること。

⑥ 令和 3・4 年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し

機構HP（「入札・契約情報」>「入札等に参加される皆さまへ」）の有資格者名簿より「造園工事A等級」の認定を受けていることがわかる該当部分の写しを提出すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

⑦ 建設業許可申請書の写し

⑧ 施工計画〔別記様式 7〕

6（1）②に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を〔別記様式 7〕に記載すること。記載にあたっては、目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に（例：〇〇について、〇回、〇〇をする。）200文字以内で記入すること。200文字（句読点、記号その他の文字すべてを含む）を超過した取組みは無効とする。具体性が読み取れないものは評価しない。

⑨ 企業の総合評価項目〔別記様式 4〕

- ・ISO9001及びISO14001認証取得状況について記載し、登録証の写しを添付すること。
- ・過去 2 年における機構の街づくり等の事業貢献者への表彰の有無について記載し、表彰状の写しを添付すること。
- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況（別記様式 4－1 あるいは別記様式 4－2）を記載の上、認定を受けている場合には、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

⑩ 配置予定技術者の継続教育〔別記様式 6〕

令和 2 年度の学習履歴を証明する資料を添付する事。

⑪ 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面〔別記様式 8〕

4（15）に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書（別記様式 8）を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
  - ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

※ あらかじめ記号・番号等を油性マーカー等で塗りつぶし、判読が不可能な程度にマスキングを施された写しを提出するものとする。

(5) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年1月20日(木)に、電子入札システムにて通知する。(紙により申請した場合は、紙にて郵送(発送)する。)

(7) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 本部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

令和3・4年度の一般競争参加資格に関して上記8(1)②に同じ。

(1)及び(6)に関して 上記8(3)に同じ。

(2)、(3)、(4)及び(5)に関して上記8(2)に同じ。

⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式若しくは画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式)で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

電子入札システムにより入札を行う場合であっても、資料の提出は内容を説明できる者が持参又は郵送するものとする。

## 10 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和4年1月27日(木)午後4時

② 提出場所：上記8(3)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。

ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする(郵送または電送によるものは受け付けない。)

(2) 本部長は、説明を求められたときは、令和4年2月3日(木)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は紙)により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

(3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

(4) 本部長は上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び

回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合

は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表する。)

## 11 再苦情申立て

- (1) 上記10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会に審議を依頼する者とする。

- ① 受付場所：〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
総務部総務課 電話：03-5323-2990
- ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで
- (2) 本部長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。
- (4) 本部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先  
上記(1)①に同じ。

## 12 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書(設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。
- ① 提出期間：令和3年12月21日(火)から令和4年1月20日(木)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで
- ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、質問書を持参し、下記③に提出するものとする。
- ③ 提出場所：電子入札システムによる場合は8(3)に同じ。紙入札による場合は8(2)に同じ。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず下記②の閲覧場所にて閲覧すること。
- ① 閲覧期間：令和4年1月27日(木)から令和4年2月10日(木)までの土曜日、日曜日

及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

- ② 閲覧場所：〒163-1382東京都新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー17階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
技術監理部 閲覧コーナー

### 13 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

#### (1) 入札の日時及び入札書の提出方法

入札日時：令和4年2月14日（月）午前10時から正午まで（予定）

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、本部長の承諾を得た場合は、上記8(1)に持参すること。（郵送または電送によるものは受け付けない。）

#### (2) 開札の日時及び場所

日 時：令和4年2月15日（火）午前11時00分（予定）

場 所：東京都新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー19階  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

### 14 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 15 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部首都圏入札課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ（<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>）に公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除  
(2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

## 17 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した 工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に 工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。(ファイル容量が3MBを越える場合は入札書を電子入札システムで提出したうえで、工事費内訳書一式を下記提出先に持参すること。)

なお、紙により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。

提出日時：上記13(1)と同じ

提出先：上記8(1)と同じ

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。(工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印すること。)また工事費内訳書は、個別工事ごとに作成すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

- へ 内訳書が特定できない場合
  - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
  - ② 記載すべき事項が欠けている場合
    - イ 内訳の記載が全くない場合
    - ロ 掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
  - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
    - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
  - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
    - イ 発注者名に誤りがある場合
    - ロ 発注案件名に誤りがある場合
    - ハ 提出業者名に誤りがある場合
    - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
  - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 18 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

## 19 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 20 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は6（3）による。
- (2) 6（3）ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別紙3）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（平

成 16 年独立行政法人都市再生機構通達 34-61) に定める調査基準価格に満たない場合は、(別紙 2) のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

## 21 支払条件

前金払 40%以内、中間前金払または部分払（どちらか一方を選択）及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第 34 条第 1 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、第 5 項中「10 分の 4」を「10 分の 2」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に、第 6 項中「10 分の 5」を「10 分の 3」に、「10 分の 6」を「10 分の 4」に読み替えるものとする。

## 22 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

## 23 その他

(1) 入札参加者は、機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記 9 (4) の資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に専任で配置すること。

なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。

(4) 低入札価格調査対象になった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは、①監督員による検査行為頻度の割り増し、②中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来形確認）の実施、③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認（その遅れにによる工期延伸等は認めない）等をいう。

(5) 落札者は、(別記様式 5) に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に配置すること。実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合においてやむを得ず変更する場合は、上記 4 (12) ①から④の条件を満たす技術者を配置すること。

(6) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について、を参照）を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(7) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条

項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

- (8) 当機構が取得した文書(例:競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (9) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (10) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

#### 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

#### 2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ



かに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

(12) 本工事の履行にあたり、工事受注者は現場説明書を遵守すること。

また、本工事は第三者による工事監理者を配置する。

(13) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。

なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

(14) 本工事は4週6閉所促進工事(発注者指定方式)の試行工事である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

(15) 本工事について、以下の対応が発生する。

① 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部工事発注担当職員及び監督員による「施工体制」、「施工状況」、「品質」、及び「下請けへの支払い条件(支払い内容の確認・書類提出を含む)」等に関して「着工前(着工会議等)」、「施工中(定例会議等)」、「施工後」にヒアリング実施する。

② 上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、発注担当職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。

(16) 施工計画(技術提案)書の作成に伴う現地確認については、特に期間等を設けないが、周辺道路等からの確認を基本とし、宅地内への立ち入りは認めない。また、工事計画地の周辺住民に配慮し、現場確認を行うこと。

(17) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札総合ヘルプデスク

TEL 0570-021-777

電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/.html>

・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先 ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話 03-5323-4307

(18) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。

この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受

ける場合がある

- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・ 見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(19) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する場合があるため、発注者から指示する。

(20) 当掲示文兼入札説明書の様式及び別添資料については、交付資料（FAX申込）を送付する際にCDデータ化したものを同封する。

以 上

## 【交付資料】

- ・ 設計図書 (CD配布)
- ・ 現場説明書 (CD配布)
- ・ 数量表 (CD配布)
- ・ 申請書及び総合評価項目記入用紙 (別記様式1から別記様式8) (CD配布)
- ・ 別紙1 低入札調査様式作成要領及び様式集 (CD配布)
- ・ 別紙2 低入札調査について (掲示文兼入札説明書に付属)
- ・ 別紙3 確認書 (CD配布)
- ・ 別紙4 施工体制等の確認のためのヒアリングについて (掲示文兼入札説明書に付属)
- ・ 別紙5-1 工事費内訳書の提出について (CD配布)
- ・ 別紙5-2 工事費内訳書の記載方法 (参考) (CD配布)
- ・ 別紙6 申請書および資料作成の手引き (CD配布)
- ・ 別紙7 枠組み協定型一括入札方式に関する協定書 (CD配布)

## [参考資料]

- ・ 入札 (見積) 心得書 : UR都市機構ホームページ参照 (<https://www.ur-net.go.jp>)
- ・ 入札 (見積) 心得書 (電子入札用) :         "                 (                 "                 )
- ・ 標準契約書等                 :                 "                 (                 "                 )
- ・ 電子入札運用基準         :                 "                 (                 "                 )
- ・ 詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示 : UR都市機構東日本賃貸住宅本部ホームページ参照

※当入札説明書に付随する別紙1、5-1、5-2、6及び設計図書等は、交付資料(FAX申込)を発送する際にCDデータ化したものを同封する。

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
設計図面等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

工 事 件 名		浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件
設計図面等の種類		※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 <input type="checkbox"/> 設計図面及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 <input type="checkbox"/> 設計図面を紙による有償交付、現場説明書をCDによる無償交付で申し込む。
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担当部署名  担当者氏名 連 絡 先	電話番号 — —
そ の 他		

※ 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

(FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。)

※ この申請書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計図書及び現場説明書等を発送するため、コピーセンター受託業者「株式会社ときわコピー」に開示、使用されます。

※ 図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

【申 込 先】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
コピーセンター受託業者 株式会社ときわコピー

【送 信 先】 FAX：03-5323-4785

(注：この番号は、首都圏入札課のFAX番号)

【問合わせ先】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部  
総務部 首都圏入札課 電話：03-5323-2574

## 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の試行に係る取扱要領

(令和2年9月30日制定)

(令和3年10月1日改定)

独立行政法人都市再生機構

## (総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する工事の一部において、余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式（機構が工事着工日を指定した工期に、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間を付した契約方式をいう。以下同じ。）を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められている。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が余裕期間内に工事準備を行うことができる工事（余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式を試行する工事（以下「発注者指定方式による工事」という。))を試行するものである。

## (余裕期間及び工期)

第3条 機構は、工事着工日をあらかじめ指定し、工事着工日から工期末までの工期を入札公告等により明示するものとする。

2 契約締結日（入札（見積）心得書の「契約書等の提出」に定める提出日）の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

3 受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。

## (前払金の取扱い)

第4条 発注者指定方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。

## (工事着工日前の取扱い)

第5条 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間における当該工事現場の管理は、機構の責任において行うものとする。

2 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、受注者は、その期間に工事に着工することはできない。

3 契約締結日の翌日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。

## (技術者の取扱い)

第6条 余裕期間（契約締結日の翌日から工事着工日までの期間をいう。）は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

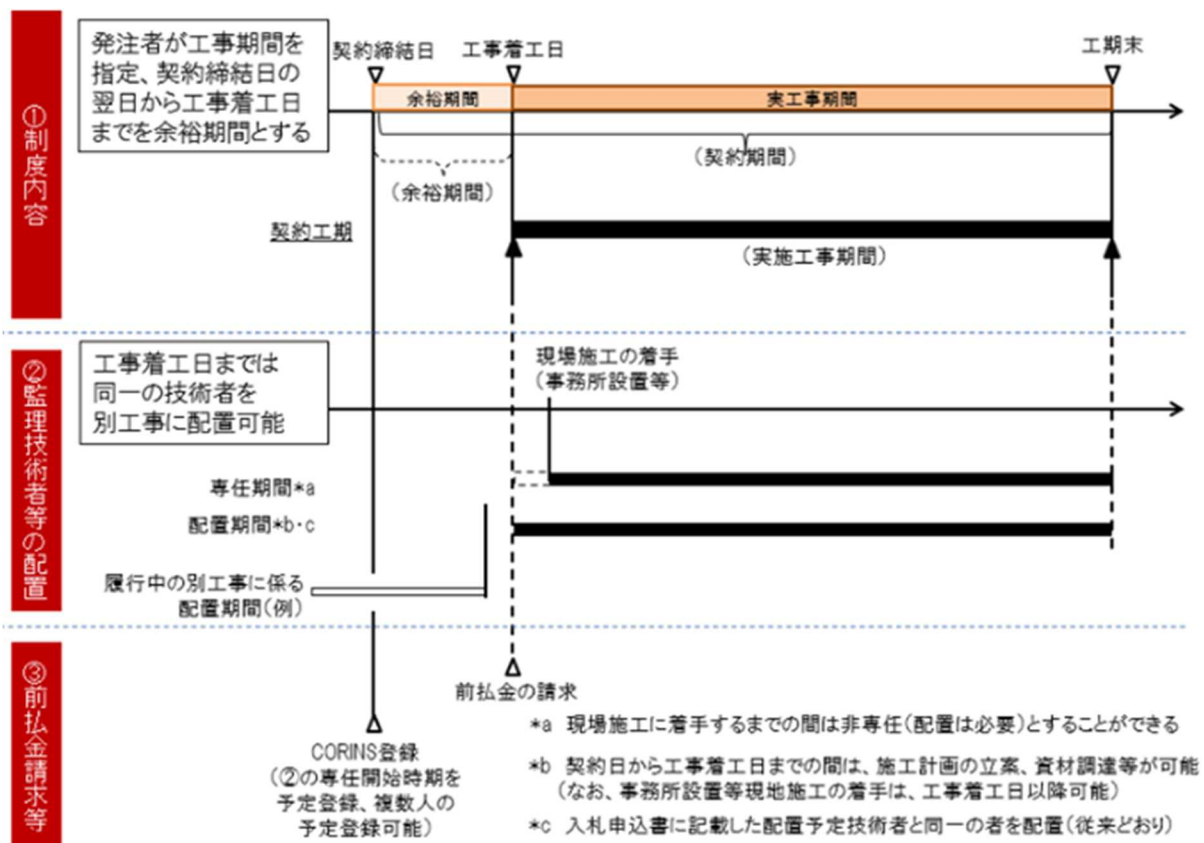
第7条 余裕期間制度（発注者指定方式）による契約方式の試行により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

以上

### ■発注者指定方式の概念図



本競争に必要な「(工種・等級)」の登録状況(申請日時点): ※以下、当てはまる□にチェック・記載

申請中⇒  新規又は更新  工種等追加  地区追加

済⇒ 有資格者名簿の該当部分を提出 又は 登録番号記載

登録番号:

**競争参加資格確認申請書**

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 田島 満信 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和3年11月26日(金)付けで掲示のありました「浜見平団地(建替)E-3街区他移管公園工事その1他1件」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 企業の施工実績について記載した書面(別記様式2, 3, 4)
- 2 配置予定の技術者について記載した書面(別記様式5, 6)
- 3 施工計画について記載した書面(別記様式7)
- 4 上記に付随する各種根拠資料の写し
- 5 掲示文兼入札説明書9(4)⑥に定める資料の写し
- 6 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 7 掲示文兼入札説明書9(4)⑩に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面(別記様式8)

注) 紙入札による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。(電子入札の場合は必要ありません。)

別記様式2 企業の施工実績（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

項 目	施工実績 事例	備 考
工事名称		
発注機関名		
施工場所		
契約金額	総額 千円（出資比率分 千円）	
工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
受注形態 (いずれかに○)	1：単独 2：共同企業体（出資比率 %）	
工事概要		
その他(特記事項)		
CORINS 登録の有無 (いずれかに○)	1：有（登録番号 ) 2：無	

注1) 施工実績は、入札説明書4（11）に該当する工事について記載する。

※最大5件記入できる。必要に応じて様式をコピーすること。



別記様式3 総合評価方式における評価項目について（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その  
1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1. 企業の施工実績について

① 過去3年間の当機構「造園」工事又は国土交通省各地方整備局発注等の「造園」工事における優良工事表彰の有無	表彰工事名称		
	工期		
② 過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点 (実績件数が6件以上ある場合は、直近5件（通知日による）の平均点とする。)	① 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	② 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	③ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	④ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	⑤ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
平均点 (①+②+・・・+⑤) / N =			点

※優良工事表彰、工事成績は、平成30年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）のものとする。

別記様式4 総合評価方式における評価項目について（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

1 企業の施工実績について

評価項目	内容	備考
③ ISO認証 取得状況		
④ 過去2年間 における機 構の街づく りなどへの 事業貢献者 への表彰		
⑤ WLB等の推 進企業を評 価する認定 の有無	※別記様式4-1、4-2にて記入	

※④ 機構の街づくり等の事業貢献者への表彰は、平成31年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）とする。

入札説明書6（1）①により、2件まで記入できる。

**別記様式 4-1 総合評価方式における評価項目について（浜見平団地（建替）E-3 街区他移管公園工事その1他1件）**

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式4-2の様式を使用すること。

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

○ プラチナくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

**3 青少年雇用促進法に基づく認定**

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

**別記様式4-2 総合評価方式における評価項目について（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事  
その1他1件）**

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

○ プラチナくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

**3 青少年雇用促進法に基づく認定**

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

別記様式5 配置予定技術者の資格・工事経験（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

2 配置予定技術者の施工実績について

項 目	施工実績 事例	備 考
氏 名		
現状における 従事状況		
法令による免許	1 級造園施工管理技士 取得年月日：昭和・平成 年 月 日 登録番号： 監理技術者資格証 交付年月日：平成 年 月 日 登録番号： 監理技術者講習修了証 修了年月日：平成 年 月 日 修了証番号：	
工事名		
発注機関名		
施工場所		
契約金額	総額 千円（出資比率分 千円）	
工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
受注形態 (いずれかに○)	1：単独 2：共同企業体（出資比率 %）	
従事役職 (いずれかに○)	1：現場代理人 2：主任技術者(監理技術者) 3：その他	
工事概要		
その他(特記事項)		
CORINS登録の有 無 (いずれかに○)	1：有（登録番号 ) 2：無	

※工事概要は、入札説明書4（12）に該当する工事について記載する。

※最大3件記入できる。必要に応じて様式をコピーする事。

別記様式6 総合評価方式における評価項目について（浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その  
1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

2 配置予定技術者の施工実績について

評価項目	事 例		備考
過去3年間の当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局発注等の「造園」工事における優良工事表彰等の有無（局長表彰のみ）	表彰工事名称		
	工期		
	施工時の役割		
過去3年間の当機構「造園」工事における 工事成績評定の平均点（現場代理人、及び主任（監理）技術者の成績） （実績件数が6件以上ある場合は、直近5件（通知日による）の平均点とする。）	① 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	② 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	③ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	④ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	⑤ 工事名称		
	工期		
	工事成績評定		点
	平均点（①+②+・・・+⑤）/N=		点
継続教育（CPD）の取り組み状況 （取得単位数）	(社)土木学会	/	%
	(社)地盤工学会	/	%
	(社)日本造園学会	/	%
	(社)全国土木施工管理技師連合会	/	%
	(社)日本技術士会	/	%

※優良工事表彰、工事成績は、平成30年4月1日から本工事の掲示日までの通知日（表彰日）のものとする。

※継続教育は令和2年度の継続教育における取得単位数をいう。

別記様式7 「施工計画」に関する提案書（浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件）

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

項目	主に求める取組	記入欄（各 200 文字以内）
【項目1】 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫	①関連他工事との調整方法、および調整結果を踏まえた工程計画・管理に関する提案【3提案】	①
		②
		③
	②現場条件より想定される工事遅延リスク要因とリスクを回避するための提案【3提案】	①
		②
		③
【項目2】 特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫	①工事エリア周辺の交通安全対策についての提案【3提案】	①
		②
		③
	②工事騒音・振動・粉塵等への対応についての提案【3提案】	①
		②
		③

●記入上の注意事項

- 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。（例：〇〇について、〇回、〇〇をする。）
- 具体性が読みとれないものは評価しない。
- 200文字以内で記入すること。200文字を超過した取組は無効とする。

●評価する（加点する）取組

- 良好な結果が期待できる、標準（※）を超える、具体的、効果的な取組  
（※「標準」とは、設計図書（仕様書含む）に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。）
- 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組

●評価しない（加点しない）取組

- 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
- 出来形を変更する取組
- 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
- 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

- 1欄に1要素のみを記載すること。また、1要素を2欄に重複して記載しないこと。
- 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限（A4版1枚以内）に留めること。
- 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大15点を減ずるものとする。
- 未提出の場合は、競争資格がないものとする。（提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。）
- 【項目1】・【項目2】の①、②について、それぞれ3提案（各項目においては6提案、【項目1】と【項目2】を合わせて12提案）出来るものとし、各項目①、②において最大で3提案評価することとする。

別記様式 8

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
東日本賃貸住宅本部  
本部長 田島 満信 殿

住 所  
商 号  
代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、浜見平団地（建替）E-3街区他移管公園工事その1他1件の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行いました。



別紙2

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に100/110を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に9.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては9.2/10を乗じて得た額とし、入札書比較価格に7.5/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては7.5/10を乗じて得た額

  - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ニ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。
- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
  - イ その価格により入札した理由
  - ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況
  - ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
  - ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
  - ホ 手持資材の状況
  - へ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
  - ト 手持機械数の状況
  - チ 労務者の具体的供給見通し
  - リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
  - ヌ 経営内容
  - ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
  - ヲ リの機構発注工事の成績状況
  - ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
  - カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
  - ヨ その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）
- ロ 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式3）
- ハ 手持工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式8-1）
- へ 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ト 手持ち機械の状況（様式9-1）
- チ 機械リース元一覧（様式9-2）
- リ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ル 施工体制台帳（様式15）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式16）
- ワ 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式17）

5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

## 確 認 書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記1の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

### 第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」（以下「確認事項」という。）のとおり発注者及び受注者が確認する。

### 第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工に当たっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

### 第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

### 第4 監理技術者等の追加

受注者は、施工体制の一層の強化のため、施工体制について、監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名追加配置するものとする。

### 第5 品質及び安全の確保等に関すること

受注者は、工事の実施にあたり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めると共に施工に際しては、工事用車両等の交通安全及び騒音・振動、粉塵等に配慮し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう行うものとする。

また、労務・資材の調達について、責任を持って確保し、品質及び工事工程に支障をきたさないようにするものとする。

### 第6 変更契約に関すること

受注者は、工事施工に際し、設計変更等が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応するものとする。

また、変更契約において、今回契約の査定（落札率）を勘案することを了承するものとする。

### 第7 その他

受注者は、賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしないと確約するものとする。

記

1 契約対象工事名

(当初工事) 浜見平団地 (建替) E-3 街区他移管公園工事その1

(契約予定工事) 浜見平団地 (建替) E-3 街区他移管公園工事その2

ただし、(全体工事) 浜見平団地 (建替) E-3 街区他移管公園工事その1 他1件

2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所

氏名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 田島 満信 印

受注者 住所

氏名 社名  
代表取締役 〇〇 〇〇 印[k1]

## 低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ①                   △▽▲▼
- ②                   ◇◆◇◆
- ③                   .....

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③ .....

3 ※※※に関すること。

### 記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未満及び、特別調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未満の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未満で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

(2) 入札価格が特別調査基準価格未満の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）

- ・ 労務者の確保計画（様式 10-1）
- ・ 工種別労務者配置計画（様式 10-2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式 11）
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 12）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 13-1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 13-2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 13-3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 14-1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 14-2）
- ・ 施工体制台帳（様式 15）

### 3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

#### (1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

#### 【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

#### (2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

**【審査項目】**

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ③ 追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか

以 上



浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1他1件の  
枠組み協定型一括入札方式に関する協定書

- 1 工事名称 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1他1件
- 2 工事場所 神奈川県茅ヶ崎市浜見平12他
- 3 予定工期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者〇〇〇〇とは、受注者が落札した上記工事について、次のとおり協定書を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、当初工事及び契約予定工事の契約に当たっての条件等について、当初工事及び契約予定工事の一括入札方式を実施するための基本となる枠組みを定めるものである。

2 発注者及び受注者は、双方合意の上、本協定に基づき当初工事及び契約予定工事の契約を履行する。

（本協定書の対象工事等）

第2条 本協定書で定める対象工事等は次に掲げる工事とする。ただし、契約予定工期は補助金交付時期等の要因により変更する場合がある。

一 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その1（当初工事）

契約予定金額：\*\*\*,\*\*\*,\*\*\*円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\*,\*\*\*,\*\*\*円）

予定工期：令和4年4月1日～令和4年11月30日

二 浜見平団地（建替）E－3街区他移管公園工事その2（契約予定工事）

契約予定金額：\*\*\*,\*\*\*,\*\*\*円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\*,\*\*\*,\*\*\*円）

契約予定時期：令和4年12月～令和5年3月31日

2 本協定書対象工事等の内容は、発注者が交付した入札説明書及びその添付資料、並びに入札手続きにおける各種資料によるものとする。

（本協定書の有効期限等）

第3条 本協定書の有効期限は、前条に規定するすべての工事が完成した日とする。

2 本協定書は、前項に定める期限内において工事請負契約を締結していない期間においても有効とする。

（工事請負契約の締結）

第4条 発注者及び受注者は、本協定書締結後、速やかに、当初工事の工事請負契約を締結するものとする。

2 発注者及び受注者は、本協定に定める条件により、契約予定工事の工事請負契約を締結する。なお、受注者は、これを拒むことはできない。

3 発注者は、契約予定工事の契約締結にあたっては、契約締結の7日前までに履行期間及び支払条件について乙に通知するものとする。

(契約予定工事の条件を変更する場合の取扱い)

第5条 契約予定工事の契約締結前に、当該工事の条件を変更する必要があるときは、発注者は14日前までに工事内容の変更に伴う発注者と受注者の協議を開始するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の変更協議後に、第2条に規定する契約予定金額にて工事請負契約を締結し、必要があると認められるときは、前項の協議に伴う工事請負契約の変更契約を締結する。

3 第1項に定める発注者受注者協議については、賃金水準又は物価水準の著しい変動が生じた場合もその対象とする。

4 契約予定工期の変更に伴う請負代金額の変更は、原則行わないものとする。

(協定の解除等に関する事項)

第6条 次に掲げる場合を除き、発注者及び受注者は、本協定に基づき、当初工事及び契約予定工事の契約を履行するものとする。

一 契約予定工事の契約締結前において、発注者の責に起因し、本協定を解除する場合。なお、この場合において、既契約工事に係る間接工事費及び一般管理費等の変更について発注者と受注者との協議を行うものとする。

二 契約予定工事の契約締結前において、受注者の責に起因する理由で、当該契約の内容に適合した履行がなされない状況にあると発注者が認め、本協定を解除する場合。なお、この場合において、既契約工事に係る間接工事費及び一般管理費等の変更は行わない。また、契約予定工事に係る発注者の間接工事費等の損失額は発注者と受注者が協議して定め、受注者が負担する。

三 前2号に掲げる場合以外で、正当な理由により本協定を解除又はする場合。なお、この場合の取扱いについては、発注者と受注者とが協議して定める。

四 本協定に基づき現に施行中の工事又は既に完了している工事がある場合には、前3号の解除を(合意)解約と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本協定書締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所  
氏名 印

受注者 住所  
氏名 印